

障害者雇用促進企業等からの物品の購入に係る取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者雇用促進企業及び授産施設等から、大分県用品調達特別会計で取扱う物品（以下「物品」という。）を購入しようとする場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。

(2) 障害者雇用促進企業

次のいずれにも該当する者をいう。

イ 大分県が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していること

ロ 県内に本店、支店、営業所等の事業所を有する中小企業であること

ハ 県内の事業所において、56人以上の従業者を雇用している者にあつては2名以上、56人未満の従業者を雇用している者にあつては1名以上の障害者を雇用していること

(3) 授産施設等

県内で社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第4号及び第5号並びに同条第3項第7号に規定する事業を行う者その他福祉的就労の場を提供する事業を営む者をいう。

(指名競争入札における指名)

第3条 知事は、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号。以下「規則」という。）第30条の規定により、指名競争入札により物品を購入しようとするときは、障害者雇用促進企業を1者追加して指名するよう努めるものとする。

(随意契約における取扱い)

第 4 条 知事は、随意契約により物品を購入しようとするときは、当該契約が規則第 3 3 条第 1 項第 2 号に該当する場合には、予算の適正な執行に配慮しつつ、規則第 3 4 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げるところにより取扱うものとする。

- (1) 2 人以上の者から見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業を 1 者追加して選定するよう努めるものとする。
- (2) 1 人の者から見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業が選定される機会を多くするよう努めるものとする。

(授産施設等が供給できる物品の購入)

第 5 条 知事は、授産施設等が供給できる物品について、随意契約の方法により購入しようとするときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、授産施設等から購入するよう努めるものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。